

えひめ 社会福祉 2025



特集	福祉用具展示場 ユニコム リニューアルオープン	1
	下関駅放火事件と地域生活定着支援センター事業について	5
愛媛県社会福祉協議会	第5次強化発展計画	8
・基本目標1		9
・基本目標2		11
・基本目標3		16
・基本目標4		21
・基本目標5		24
・基本目標6		25
暮らしに役立つ相談窓口一覧		27
令和7年度 賛助会員名簿		29
県総合社会福祉会館 施設利用のご案内等		31
公式SNSはじめました!		32

「やさしさ」を抱きしめよう



社会福祉法人
愛媛県社会福祉協議会

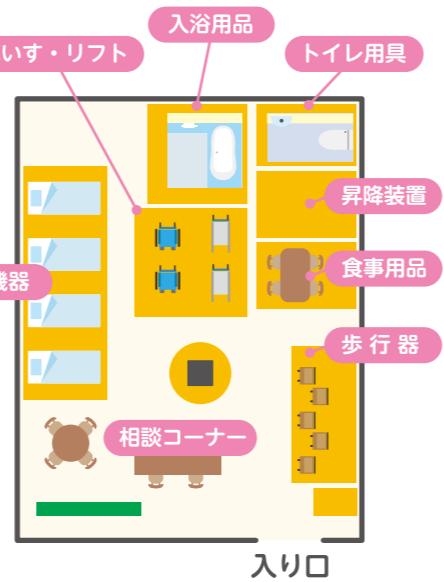
特集 福祉用具展示場 ユニコム UniComm いつもの暮らしを、これからも



昨年度、愛媛県介護実習・普及センターは開設30周年を迎えたことを契機に、福祉用具展示場（愛称：ユニコム）をリニューアルオープンしました。

「ユニコム」とは、「ユニバーサルデザイン」と「コミュニケーション」を組み合わせた造語で、ユニコムのキャッチフレーズは「いつもの暮らしをこれからも」。このキャッチフレーズには、福祉用具や住宅改修が必要な状態になっても、その人が安心・安全な生活を続けられるようサポートしていきたいという思いが込められています。

ユニコムの場内には、介護用ベッドや車いす、自助具、最新の介護ロボットなど、約250点の福祉用具を住まいのモデルとともに展示しています。また、福祉用具等に関する相談に対応しているほか、一般の方や介護職員等を対象にした各種講座を開催しています。ぜひ、お気軽に、ユニコムにお越しいただき、見て、さわって、体験してください！



特集① リニューアルで、ここが変わった！新しいユニコム

ユニコムは、大規模な改修を行い、より快適で親しみやすい展示空間へと生まれ変わりました。老朽化した床や天井、トイレなどの固定設備を修繕するとともに、仕切り壁や段差を取り払うことで、空間全体に広がりと一体感を創出し、また、場内を周回できる動線を確保したことで、訪れる人が気軽に足を運べる、開放的な雰囲気となっています。

さらに、バスタブやトイレなどの固定設備を最小限に抑えたことで、福祉用具の展示品を迅速かつ柔軟に入れ替えられる環境を実現し、必要に応じて研修スペースとしても使える多機能性を備え、展示場としての価値を大きく高めました。展示場のイメージカラーを「緑」に設定し、備品も緑や木目調を基調にすることで、親しみやすく落ち着いた空間を演出し、広々とした開放感を維持しています。

リニューアルによって、さらに気軽に立ち寄れる展示場となったユニコムは、福祉用具の展示機能向上に加え、会議や研修などさまざまな用途で活用でき、より多くの人々に開かれた施設へと進化しました。

会館時間 9:00~17:00

休館日 年末年始(12/29~1/3)

詳しくはホームページへ
<https://ehime-shakyo.or.jp/facility/unicomm/>



愛媛県介護実習・普及センター

松山市持田町3丁目8-15 愛媛県総合社会福祉会館内

TEL 089-921-5140 Mail chouju@ehime-shakyo.or.jp

福祉用具展示場（直通）

松山市持田町3丁目8-15 愛媛県総合社会福祉会館1階

TEL 089-921-8348

特集② 展示コーナー紹介（ノーリフティングケア・介護ロボット）

ユニコムでは、介護用ベッドや車いす、自助具をはじめ、多彩な福祉用具を体験できる展示コーナーを設けています。来場者の方々が実際に「見て・さわって・体験する」ことができる空間となっており、日常生活に役立つ工夫や最新の技術を感じいただけます。

その中でも、近年特に注目を集めているのが「ノーリフティングケア」と「介護ロボット」です。これらは、介護の現場を大きく変える可能性を秘めており、介護をする方・受ける方双方にとって大きな支えとなるものです。

今回は、この「ノーリフティングケア」と「介護ロボット」の展示コーナーについてご紹介します。

POINT 1 ノーリフティングケア展示コーナー

ノーリフティングケアとは、介護する人もされる人も、体に過度な負担をかけずに、安全かつ尊厳を保った介助を行う考え方です。体を持ち上げるのではなく、リフトやスライドボードなどの道具を用いて体を移動させます。これにより、介護者の腰や肩の負担を軽減とともに、介護を受ける方も安心して生活を送ることができます。このコーナーでは、同ケアで使用する福祉用具（スライディングシート等）を展示しています。



【スライディングシート・ボードの使い方】

スライディングシートやボードは、人を持ち上げずに安全に移動させるための道具です。ベッドから車いすへ、椅子からベッドへ、体をゆっくり滑らせるだけで移動できます。介護する人の腰や肩への負担を減らし、介護を受ける方も安心です。

【使用のポイント】

力を入れすぎず、
道具の滑りやすさを活かす

手や腕が挟まらない
よう注意

移動中は声をかけ、
安心してもらう

POINT 2 介護ロボット展示コーナー

介護ロボットとは、高齢者や体の不自由な方の生活を支援するための機器です。歩行や起き上がりを補助するものや、転倒や異常感知して知らせる見守り機能を持つものなど、多様なタイプがあります。日常の安全や健康を見守りながら、介護をする方・される方双方の負担を軽減し、より快適で安心な暮らしを支える技術として注目されています。

介護ロボットには、移乗支援や排泄支援、入浴支援など、さまざまな分野で活躍するロボットがありますが、今回はその中でも「見守りロボット」の展示コーナーをご紹介します。

【見守りロボットとは】

見守りロボットは、利用者の体温や心拍などのバイタル情報を確認でき、眠っている間や休んでいる間も、覚醒状態や、身体の動きの様子を把握することができます。また、ベッド等からの離床を感知し、転倒のリスクがあるときにはアラームやスマートフォンへの通知等で介護者に知らせることができます。

*見守りロボットは種類によってできることが異なります。離床や起き上がりだけを見守るタイプや、体温や体重を測定できるタイプなど、様々なものがあります。

*現在、見守りロボットは8機種を展示中。（その他、移乗や排泄支援、コミュニケーションロボットなど、全部で23機種を展示中）



ユニコムで実施している相談・講座(学び)

相談

専門の相談員が対応し、問題解決や不安解消のサポートを行っています。

介護ロボット相談窓口

月～金曜日 9:00～17:00
TEL 089-921-5140

介護ロボットの導入や活用方法に関する相談を受け付け、製品情報や導入事例を紹介します。試用貸出の調整も行っています。

（愛媛県社会福祉協議会 福祉人材部 長寿推進課）

福祉用具専門相談

火～金曜日 9:00～16:00
TEL 089-921-8348

福祉用具に関する相談を受け付け、専門相談員が適切な用具の選定や活用方法をアドバイスします。

（愛媛県福祉サービス協会）

講座

福祉用具や介護に関する知識・技術の普及のため、一般の方や専門職向けに講座を行っています。総合的な学習の時間など、様々な機会にご利用ください。

体験ミニ講座・体験お出かけ講座

まずは愛媛県介護学習・普及センターへご連絡ください。

TEL 089-921-5140
Mail chouju@ehime-shakyo.or.jp

専門職向け講座

愛媛県社協ホームページの「福祉用具展示場」をご覧ください。

<https://ehime-shakyo.or.jp/facility/unicomm/>

ユニコムの相談員からひとと

ユニコムでは、福祉用具の展示にとどまらず、皆さまの生活をより快適にするためのさまざまなサービスを提供しています。館内では、移動や入浴、排泄、食事など日常生活を支える福祉用具を、実際に「見て」「さわって」「体験する」ことができ、ご自身の生活に合った用具を選ぶ参考にしていただけます。また、福祉用具の選び方や使い方など、日々の疑問やお悩みも気軽に相談することができます。さらに、介護技術や福祉用具の活用方法を学べる講座や研修も開催しており、地域の皆さまのスキルアップにも役立てられます。

ユニコムは、展示や体験、相談、学びの機会を通じて、皆さまの安心で快適な暮らしを支える拠点として、より多くの方に開かれた施設を目指しています。

どうぞお気軽に立ち寄りください。

福祉用具展示場ユニコム 近藤相談員

ユニコムのVR展示場もやっています!

(ヴァーチャル)

お手元のスマホやタブレットで、右上のQRコードを読み込むと、まるで場内を歩いているかのようにユニコムを見学（体験）することができます。

360 ヴァーチャル展示場写真

アイコンがついている機器をクリックすると、解説動画が流れます。

リニューアルイベントを開催!

令和7年2月11日（火・祝）に、ユニコムのリニューアルに伴うお披露目イベントを開催しました。オープニングの「餅まき」では、子どもからご高齢の方まで、多くの来場者が笑顔で参加し、華やかな幕開けとなりました。その後は、健康や介護に関する各種セミナーを実施し、生活に役立つ知識や最新情報を学んでいただき、さらには、EXILE TETSUYAさんを講師に迎え、ダンスワークショップ「Let's健康ダンス」を実施。会場は音楽と笑顔に包まれ、誰もが体を動かしながら楽しく交流する時間となりました。

当日は約800名の方々にご来場いただき、終始活気にあふれるイベントとなりました。今回のリニューアルをきっかけに、より多くの方々にユニコムを知っていただき、これからの暮らしに役立つ場所として一層身近に感じていただければ幸いです。

- 3 -

- 4 -

下関駅放火事件と 地域生活定着支援センター事業について

～罪に問われた障がい者・高齢者の立ち直りと地域共生社会の実現に向けて～

下関駅放火事件の概要

平成18年1月7日未明、山口県の下関駅構内にあるプレハブ倉庫から出火、駅舎に延焼し、木造平屋建ての駅舎東口が全焼した。同建物は特徴的な三角屋根を持ち、下関市のシンボル的な存在だった。焼失面積は延べ約4,000平方メートルに及んだが、人的被害には至らなかつた。同日、現場近くにいた当時74歳の無職の男性Fさんが、放火の容疑で下関警察署に逮捕された。

Fさんは、本事件から5年前の平成13年にも放火未遂事件で服役しており、事件の8日前の平成17年12月30日に福岡刑務所を出所したばかりであった。また、最初の放火事件を22歳で起こし、本事件を除いて前科10犯、延べ

52年間にわたり刑務所への服役を繰り返してきた知的障がい者、いわゆる「累犯障がい者」であった。

Fさんは出所日から8日間のうちに、行く当てもなく万引きをして警察で保護されたり、自治体の福祉事務所や病院など8か所もの公的機関につながるもの、いずれもその場限りの対応に終始し、Fさんに対して居場所が提供されることはなかった。そうした中、空腹や寒さに耐えかね、住み慣れた場所である「刑務所に戻りたかった」ことが放火の理由となっていた。

裁判後から現在

平成20年3月26日、山口地裁にて判決が言い渡された。裁判長は「本件による駅の被害額が5億円にも上り、列車運行に大変な支障を来たした罪は重い」としつつも「軽度の知的障害で、高齢でありながら、出所後、格別の支援を受けることもなく、社会に適応できなかつたことは、酌むべき事情」として山口地方検察庁が論告求刑で請求した懲役18年の求刑に対して、懲役10年（約2年の未決勾留期間を算入、実質的な懲役期間は8年）の実刑判決を

言い渡した。その後、山口地方検察庁及び被告側が控訴しなかつたため、一審が確定判決となつた。

それから、Fさんは11回目の服役生活に入り、平成28年6月2日に福岡刑務所を仮釈放後、同年8月3日に刑期満了となつた。仮釈放時には、福岡県北九州市にあるNPO法人抱樸（ほうぱく）の理事長奥田知志氏と職員らが出迎えに行き、その後、現在に至るまで同法人による支援を受けながら生活を送つてゐる。

NPO法人抱樸による支援

同法人理事長の奥田氏は、Fさんが本事件の4日前に立ち寄った北九州市内でホームレス支援の新年の炊き出しをしており、「あの時に会っていれば…」との痛恨の思いで、逮捕後から拘置所への面会を続けながら、裁判の傍聴や自ら情状証人として裁判にも出廷した。一審判決の後、同氏は山口地方検察庁検事正あてに控訴断念にかかる嘆願を行い、判決確定後はFさんと刑務所での面会や手紙のやりとりを重ねながら、福岡県の地域生活定着支援センターの事業を運営するなど環境を整え、身元

引受人として仮釈放日を迎えた。

奥田氏は、後に本事件を振り返った際に、障がいを持ち、家族もなく、働くこともできず、帰る場所もない者が刑務所に帰りたいと願う「あの日の選択肢は、社会の中に存在したのか？」と問い合わせ、Fさんに対しては「社会の中で生きることが責任を取ること」として、Fさんの更生を支え続けている。

※情状証人：刑事裁判で被告人の量刑を決めるにあたつて酌むべき事情を立証するための証人

触法障がい者等にかかる課題

山本譲司氏による著書「累犯障害者」の中で、本事件及び知的障がい者等の犯罪事件や生活背景等にかかる課題が取り上げられている。Fさんは、本事件の以前に起こした放火事件の裁判で精神鑑定を受けており、その結果は「知能指数66、精神遅滞あり」というものであった。一般に知能指数70以下は知的障がいとされ、障がい者手帳にあたる療育手帳の交付基準を満たす状態である。しかし、Fさんは本事件の犯行に至るまで療育手帳を持っていなかつた。

さらに、山本・奥田両氏とともに、Fさんの幼少期におけ

る被虐待体験について言及をしている。Fさんの身体には多くの傷跡が残され、特に胸部から腹部にかけて全面に広がる火傷痕は、父親から火のついた薪を身体に押しつけられる体罰を受けていたことによるものであった。こうした両氏による発信等が、障がいを持ち、過酷な生育環境の中で福祉と結びつくことなく、繰り返し刑務所に入ることによって、刑務所をセーフティネットとして生き延びてきたFさんや触法障がい者の実態を浮かび上がらせた。

刑事司法と社会福祉の連携

Fさんは、過去の裁判で知的障がいを指摘されてきたにもかかわらず、最後の犯行時に至るまで療育手帳を有したことは一度もなかつた。刑事司法の領域である法務省では、裁判で量刑を決めるために本人の責任能力がどこまであるかを問うための障がい認定はされていたが、実社会において障がい者手帳等の取得には至らず、厚生

労働省による障がい福祉の範囲には届いていなかつた。

そうした状況下で本事件がひとつのきっかけとなり、法務省・厚生労働省による司法と福祉の連携が課題として認識され、平成19年度から全国の刑務所施設内に社会福祉士の配置が順次始まり、平成21年度には地域生活定着支援センターの事業が開始されるに至つた。

下関駅放火事件関係年表

平成17年12月30日	Fさん刑務所（前回の放火未遂事件による服役から）出所	※官公庁閉庁日ホテル等への宿泊や所持金の費消後は野宿にて過ごし、1月4日、6日には滞在自治体の福祉事務所へ生活保護相談を行うも対応なし。病院への救急搬送や2回の万引きにて警察保護となるが、その場限りの対応となる。
平成18年1月7日	下関駅放火事件発生 犯行理由「刑務所に戻りたかった」	即日逮捕・勾留
平成18年1月27日	起訴→1月30日奥田氏の拘置所面会（初回）、以後裁判出廷等	
平成20年3月26日	判決（懲役10年〔約2年の未決勾留期間を算入〕）の実刑判決	刑務所服役
平成21年～	地域生活定着支援センター（地域生活定着促進事業）開始	（厚生労働省の定める実施要領に基づく事業）
平成28年6月2日	Fさん仮釈放	福岡県地域生活定着支援センター（NPO法人抱樸）等による支援

地域生活定着支援センターの設置

地域生活定着支援センターは、高齢者や障がいのある受刑者が刑務所を出所した後に自立した生活を営むことが難しい場合に、保護観察所から依頼を受けて、出所後の居住先を探したり、福祉サービスや各種支援制度につなげたりする業務等を行っている。前述の下関駅放火事件がセンター設置のきっかけのひとつとなり、平成21年度から厚生労働省の定める実施要領に基づく事業として

開始され、平成23年度末には全都道府県に設置された。愛媛県では、愛媛県社会福祉協議会が事業を受託し、平成22年12月に愛媛県地域生活定着支援センターを設置、令和7年12月で15年目を迎える。

※事業概要については11ページ「愛媛県地域生活定着支援センターのご案内」をご参照ください。

地域共生社会の実現に向けて

近年では、令和4年6月13日成立の刑法等の一部を改正する法律により、令和7年6月1日から拘禁刑が開始された。従来の刑罰である懲役と禁錮を拘禁刑に一本化し、高齢者や障がい者など個々の受刑者の特性に応じた必要な作業、指導等を行うことで、受刑者への効果的な改善更生と円滑な社会復帰を図ることが目指されている。一方、これまでに犯罪被害者支援にかかる法律（犯罪被害者等基本法）や条例等に基づく施策や事業も実施されており、犯罪被害者等の尊厳や権利、利益の保護を図ることが目指されている。犯罪加害者等の再犯防止・社

会復帰支援に関わるにあたっては、犯罪被害者等への理解や各種支援事業、支援団体等との相互連携・協力についても重大なテーマになっている。

愛媛県地域生活定着支援センターでは、罪に問われた高齢者、障がい者等の社会復帰、地域生活を支援するため、地域の支援ネットワークづくりや関係機関・団体との連携・協働に取り組んでいる。これからも本会が基本理念に掲げる地域共生社会の実現に向けた視点や展開の一つとして、本事業の取り組みを推進していきたい。

【引用・参考文献】

- ・龍谷大学矯正・保護総合センター，“龍谷大学矯正・保護センター通信 Vol.13 きょういほご”，2020.9.28
- ・山本謙司著，“累犯障害者”，新潮社,2009,P.10-22
- ・読売新聞オンライン “ひとりぼっちにしない - 下関駅を焼失させた男性の社会復帰”
<https://www.yomiuri.co.jp/yomidr/article/20170330-OYTET50032/>
- ・ARTS FOREST “下関駅舎放火事件”
<https://arts-forest.net/life/>
- ・47NEWS “JR 下関駅放火の88歳男性は今 たどり着いたついのすみか「もう繰り返さない」司法×福祉、次の10年へ(5)”
<https://www.47news.jp/4397736.html>
- ・法務省 “拘禁刑下の矯正処遇等について”
https://www.moj.go.jp/kyousei1/kyousei05_00164.html
- ・YouTube ほうぼくチャンネル・認定NPO法人抱樸 “#刑務所に戻りたかった - 下関駅放火事件を考える 長塚洋(映画監督)×奥田知志(抱樸理事長)”
<https://www.youtube.com/watch?v=a8lUMvI4zuk>
- ・ウィキペディア フリー百科事典 “下関駅放火事件”
<https://ja.wikipedia.org/wiki/下関駅放火事件>

はじめました！

愛媛県社会福祉協議会 第5次強化発展計画

趣旨・理念

本会が地域福祉の推進機関として果たすべき役割を明確化し、地域生活課題の解決や地域共生社会の実現に向けた方向性を示すとともに、職員全員で基本理念や基本目標、重点項目を共有することにより今後の事業推進の指針として活用することを目的として策定しました。

基本理念

地域福祉推進の中核として、多様な主体とともに時代の変化に対応しながら、誰もが暮らしやすい地域共生社会の実現を目指す

POINT 1.

「強化発展計画」「人材育成計画」「財務分析」の3つを一体的な指針として、統合的な事業運営の基盤を築き、持続可能で信頼性の高い組織運営を実現します！

POINT 2.

計画を進めるうえで大切にしたい3つの視点を設定！

いま
現在の地域福祉を支える

あした
未来の地域社会を創る

わたくち
組織の魅力を高める

POINT 3.

基本理念を中心として6つの基本目標を掲げることを「高い強度（実現を目指す意志）」と「高い吸収性（時代の変化への対応）」を備えたハニカム構造に見立てて体系図を作成しました！

基本目標 1

誰もが助け合い支え合う
地域をつくる

.....> 9ページ

基本目標 2

支援を必要とする人を
地域の中で持続的に支える

.....> 11ページ

基本目標 3

専門性の高い
多様な福祉の支え手を育む

.....> 16ページ

基本理念

地域福祉推進の中核として、
多様な主体とともに
時代の変化に対応しながら、
誰もが暮らしやすい
地域共生社会の実現を目指す

基本目標 4

住民の暮らしを守る
災害支援体制を拡充する

.....> 21ページ

基本目標 5

多様なパートナーシップによる
福祉の進展と
新たな価値の創造を目指す

.....> 24ページ

基本目標 6

社会的役割を果たすための
組織の基盤を強化する

.....> 25ページ

詳細はこちらから
ご覧いただけます。

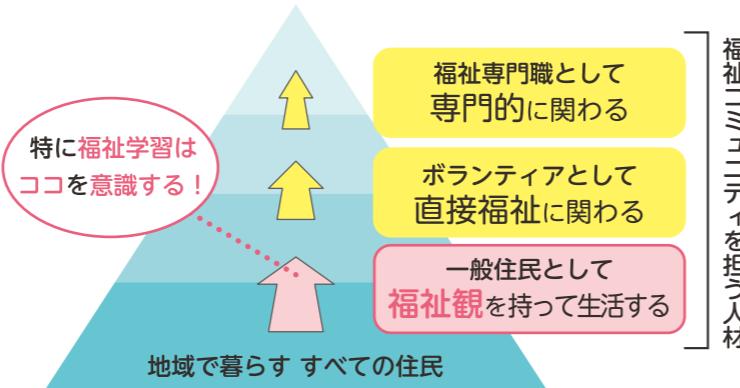


誰もが助け合い 支え合う 地域をつくる

ボランティア・市民活動センター事業（福祉学習プロジェクト）

● 福祉学習とは

「地域で暮らす人のふだんの暮らしをしあわせにすることを実現する」という地域福祉の目的・考え方を、子どもたちをはじめとする多くの人に教育を通じて伝えるため、福祉教育があります。「子どもたちの福祉の学びを支援する取り組みだけではなく、すべての地域住民に対する社会教育や生涯教育を含める意味から、愛媛県ボランティア・市民活動センターでは「福祉教育・ボランティア学習」を「福祉学習」と表現（呼称）しています。



● 福祉学習が目指すもの

支えが必要な人たちに対して、無関心や批判的になるのではなく、気持ちに寄り添い、支え合うことが大事だという価値観（福祉観）を醸成することで、地域住民全体がつながり支え合う福祉コミュニティを作ることを目指しています。

● 地域を基盤とした福祉学習

福祉学習は、「学校から依頼されて取り組むもの」ではなく、「学校と社協が、地域を基盤に連携・協働して創り上げるもの」として位置づけ、実施しています。特に、子どもたちの郷土への愛着を育むことで、その地域に暮らす人々への关心や共感が生まれ、人の感じる“暮らししづらさ”に寄り添う心が育まれるよう、郷土愛の醸成と福祉観の育成を大切にしています。



松野町社協

「体験して楽しく学ぼう！防災・減災 学びにきさいや！～多世代で助け合える関係を～」
中学生が地域のボランティアグループと一緒によりよい地域づくりのために自分たちができること、地域の人と一緒にできることを考えて実践しています。



今治市社協

「地域を愛す 地域にいる人を愛す」
中学生が地域をめぐり、魅力を発見し発信することで郷土愛を育む。自分たちにできることを考えまちづくり計画を立案・実践しています。

▶ 愛媛県ボランティア・市民活動センター（福祉学習プロジェクト）の取り組み

福祉学習推進研修会

多様な主体との連携・協働による地域づくりについて研究し、「地域共生社会」及び「社会に開かれた教育課程」の実現に向けた取り組みの充実を図ることを目的として開催しています。

福祉学習実践プログラムモデル事業

地域の中で学校と社協と住民等がつながる福祉学習プログラムを開発・実践・検証するため、3か年計画のモデル事業を実施しています。

日本福祉教育・ボランティア学習学会えひめ大会の開催協力

（テーマ）
過去の延長線上にない福祉教育・ボランティア学習を創造する
～地域の未来を描く、協同実践とプラットフォーム～
開催日時：令和7年11月29日（土）～30日（日）
開催場所：聖カタリナ大学 北条キャンパス（松山市北条660）



高齢者大学校開設事業

急速に高齢化が進む中で、誰もが「長生きして良かった」と実感し、心から長寿を喜べる社会の実現が求められています。そのために、さまざまな施策が推進され、より良い生活を支える取り組みが広がっています。しかし、高齢者が社会の変化に適応し、充実した日々を送るためには、自らの能力を高め直し、積極的に社会参加することが大切であり、これが長寿社会の重要な課題となっています。

こうした課題に応えるため、本県では昭和59年に「愛媛県高齢者大学校」を開設し、60歳以上の県民を対象に学びの場を提供してきました。大学校では、仲間づくりを大切にしながら新しい知識を学び、豊かな生きがいを育む多様な活動を行っています。

開校期間：7月～2月
一般講座：高齢者の食生活・薬の知識・健常体操・写真の撮り方等
専門講座：文芸（川柳・俳句等）
園芸（ガーデニング・盆栽制作等）
陶芸（作陶・電気ロクロ体験等）
施設見学：愛媛県美術館・防災センター・松山地方裁判所等

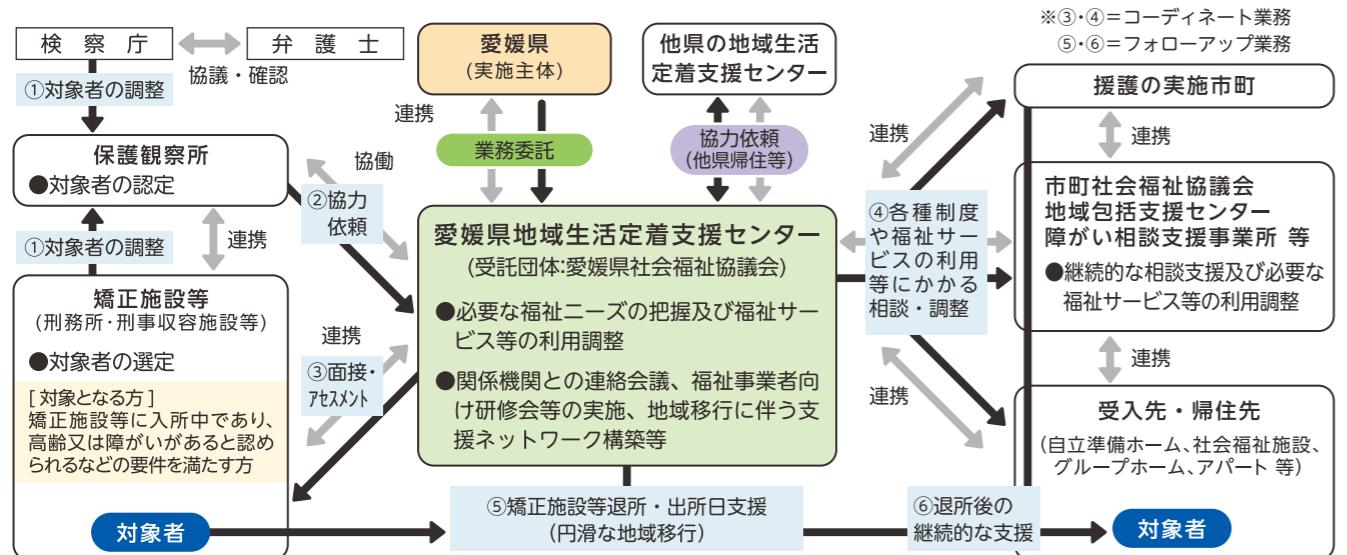


支援を必要とする人を地域の中で持続的に支える

愛媛県地域生活定着支援センター事業

本会では、高齢の方や障がいのある方が、矯正施設（刑務所・少年刑務所等）から退所した後に、自立した生活を営むことが困難な場合、保護観察所からの依頼のもと福祉サービスの利用を援助することなどにより、地域の中で安心して暮らしていくよう関係機関、団体等と連携した支援業務を実施しています。

矯正施設退所者等支援業務（出口支援）※矯正施設入所中から関わる福祉的支援



被疑者等支援業務（入口支援）※刑事司法手続きの入口段階における福祉的支援

保護観察所からの依頼に基づき、刑事収容施設（留置場、拘置所等）に身体を拘束されている被疑者等（※保護観察所により重点実施対象者に選定された方）を対象として、自立した生活を営むことが困難な方に対し勾留中から関わり、福祉サービス等の利用調整を行うとともに、釈放後、必要な援助等を継続的に行います。

※重点実施対象者＝高齢又は障がいがあると認められ、更生緊急保護の申出を行うなどの要件を満たす者。

生活困窮者等食糧支援ネットワーク事業

市町社協の総合相談窓口では、複合的な生活課題を抱え、経済的に困窮し、今日・明日の食事に事欠く状況にある相談者から、生活の困りごとや不安の声が多く寄せられています。

本会では、生活困窮者支援のための社会資源の一つとなるよう、関係機関、団体と連携し、緊急時の食糧支援を行うためのネットワーク事業を行い、県内の社協ネットワークを活かし、地域での生活基盤を支える取り組みを実施するとともに、食糧提供者の開拓や呼びかけを通して生活困窮者支援を通じた地域づくりを支援しています。

生活福祉資金貸付事業

低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯の生活を経済的に支え、安定した生活を送れるよう自立を支援する制度です。

生活福祉資金とは、相談窓口（市町社協）で、お困りの内容や世帯の状況を聞き、相談と貸付を組み合わせて世帯の問題解決のための方法を一緒に考え、家計の改善や社会的自立を目指し、安定した生活が送れるように支援する貸付制度です。利用にあたっては、世帯全員の就労・就学・疾病・収入・負債・制度利用の承諾状況等、詳細を伺います。

なお、貸付条件や返済計画が整わない場合や他からの借り入れが可能な場合（他制度優先）は、制度の利用はできません。生活費そのものが足りない、返済に充てる資金を捻出できない状態の場合は、生活保護相談となります。詳しくは、お住まいの市町社協又は地区の担当民生委員にご相談ください。

貸付資金の種類

総合支援資金	
対象	離職世帯、低所得世帯
貸付内容	日常生活全般に困難を抱えており、生活の立て直しのために継続的な相談支援と生活費及び一時的な資金を必要とし、貸付を受け、自立が見込まれる世帯への貸付

福祉資金	
対象	低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯
貸付内容	日常生活を送る上で、又は自立生活に資するため、一時的に必要であると見込まれる経費の貸付（例：転居費用、療養に必要な費用、緊急一時的に必要な費用等）

教育支援資金	
対象	低所得世帯
貸付内容	学校教育法に規定する高校、短大、大学、高等専門学校の就学経費の貸付

不動産担保型生活資金	
対象	高齢低所得世帯
貸付内容	居住用不動産を担保に、将来にわたり住居に住み続けるための生活費の貸付

生活福祉資金 特例貸付フォローアップ支援業務

●特例貸付とは（正式名称:新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた緊急小口資金等特例貸付）

新型コロナウイルス感染症の蔓延による休業や失業等により、一時的又は継続的に収入が減少した世帯を対象に、当面の生活費に関する資金需要へ対応するため、緊急小口資金※1及び総合支援資金※2（初回・延長・再貸付）の計4種類の貸付を、令和2年3月から令和4年9月までの期間に実施した制度の名称です。（現在は、すべての貸付について償還（返済）が始まっています。）

※1緊急小口資金…緊急かつ一時的な生計維持のための貸付 ※2総合支援資金…生計維持のため原則3か月分割送金で行う貸付

●特例貸付フォローアップ支援業務とは

令和4年10月に厚生労働省から貸付対象者への具体的な支援内容が発出されました。生活困窮者支援の一環として、償還（返済）業務だけでなく日々の生活が困難であると判断される借受人へのフォローアップ支援も併せて行うこととされ、市町社協と連携して実施する事業を指します。

2 支援を必要とする人を地域の中で持続的に支える

フォローアップ支援業務対象者

優先順位	対象者
1	償還免除・猶予申請等の案内未応答の借受人
2	償還免除に至らないものの償還が困難な借受人
3	償還免除を行った借受人（非課税・障がい等）

※生活保護世帯は原則除く

フォローアップ支援業務の内容（例）

- ・全般的な生活相談や猶予等の返済相談等の対応
- ・特例貸付利用世帯へのアンケート調査（生活状況等）
- ・相談会の実施
- ・生活困窮者自立相談支援機関等との情報共有
- ・食品や日用品の配布（フードドライブなど）
- ・案内等の未応答者に対する訪問調査

※市町社協と上記フォローアップ業務に関する覚書を令和7年4月に締結し、現在、連携を図りながら実施しています。
→令和7年度は「案内等の未応答者に対する訪問調査」に注力して、準備・実施を進めています。未応答者の生活状況の把握し、自立支援や償還（返済）へとつなげていく取り組みを行っています。

より効果的で効率的な支援を行うため新たな取り組み等を今後も検討予定です。

● 愛媛県成年後見制度利用促進協議会

県内の司法専門職団体等の関係機関と市町の成年後見制度利用促進施策にかかる取り組み状況や課題等の実態把握を行い、担い手の養成や体制整備を進めるために、支援策等の協議を行います。

● アドバイザー派遣

中核機関の機能拡充に向けた協議や協議会等の未整備市町に対する取り組み状況の聞き取りや計画の策定、中核機関、協議体設置等の体制整備促進のために、専門職アドバイザー（弁護士・司法書士・社会福祉士・精神保健福祉士等）を派遣しています。



成年後見制度利用促進協議会



アドバイザー派遣

法人後見支援センター事業

成年後見制度の利用促進、法人後見実施団体、市民後見人の養成及び法人後見実施社協の支援のため、県域における権利擁護支援体制づくりに向けた取り組みを推進しています。

● 成年後見制度利用促進セミナー・成年後見制度利用促進検討会

県域における成年後見制度のさらなる普及啓発と利用促進、市町行政や関係団体等の連携を促進するとともに、東予・中予・南予の各圏域における関係団体の連携促進を図るための研修会を開催しています。

● 法人後見推進研修会（権利擁護推進のための担い手養成研修会）

県内の社会福祉法人・施設の役職員、市町行政担当職員等を対象に、法人後見事業の拡大と法人間連携の促進、市民後見等の推進を図るため、研修会及び個別相談会を開催しています。



法人後見推進研修会



個別相談会

● 意思決定支援研修

判断能力が低下した対象者に対して、本人に必要な情報を提供し、できる限り本人の意思を尊重した意思決定ができるよう、後見人等に対する研修会を開催しています。

● 市民後見人養成研修

市民後見人、法人後見支援員、地域包括支援センター職員、成年後見制度に関心のある県民等を対象に、成年後見制度の下で身上保護等の支援を行う市民後見人を養成するための研修会を開催しています。

● 法人後見実施団体養成研修

法人後見実施団体、法人後見の実施を予定している団体等を対象に、成年後見制度における後見等の業務を適切に行うことができる法人を確保するため、研修会を開催しています。



市民後見人養成研修



法人後見実施団体養成研修

福祉サービス評価事業

本会では、福祉サービスの質を確保するとともに、利用者本位の福祉の実現を目指すため、福祉施設等の評価事業を実施しています。

1 地域密着型サービス外部評価事業（外部評価事業）

令和6年度実績 81件

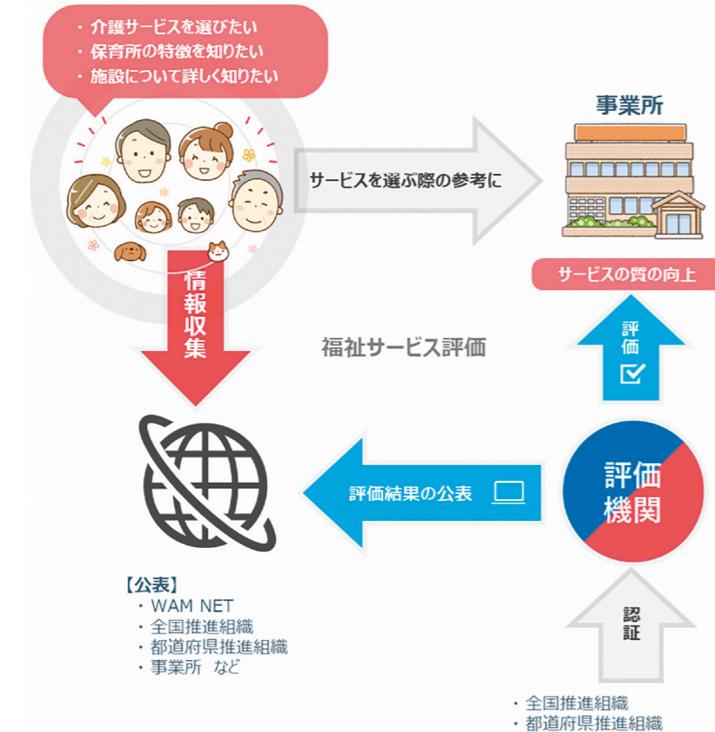
評価対象	認知症対応型共同生活介護事業所（認知症高齢者グループホーム）
受審頻度等	年1回以上の受審が義務（実施頻度の回数は、一部緩和条件あり） 評価機関又は運営推進会議の活用の選択
評価結果の公開	義務
事業概要	少人数の家庭的な環境の住居で、職員や他の利用者とともに暮らすグループホームは、多くの利用者が認知症であるため、「仮にサービスの質などに問題があっても表面に出にくく、閉鎖的になりやすい」という欠点を指摘されます。また、事業者自らが現状を多角的に分析して改善点を見つけて、質を高める契機とするために評価を行う自己評価と、同等の項目について外部の客観的な観点から、より精度の高い評価を行う外部評価の一連のサービス評価が義務付けられています。

2 福祉サービス第三者評価事業（第三者評価事業）

令和6年度実績 17件

評価対象	社会福祉法人等が経営する福祉施設
受審頻度等	保育所、特別養護老人ホーム等高齢者施設、障がい者施設：受審は任意 社会的養護施設：3年に1回（義務）
評価結果の公開	任意（社会的養護施設は義務）
事業概要	福祉サービスの利用が契約制度に移行し、利用者等はふさわしいサービスを選択することが求められています。本評価は、利用者の選択を支援するための情報提供や事業所が客観的・専門的な評価を受けることで、自らのサービスの現状と課題を把握し、サービスの質の向上に結びつけることを目的として実施します。

上記の2つの評価事業は、対象等の違いはありますが、「福祉サービスの質の向上」と「利用者によるサービス選択の支援」の2点の目的が共通しています。本会では、適正かつ効果的な運営を通して、福祉サービスの質と利用者の利便性の向上に寄与しています。



画像引用元：WAMNET ホームページ (<https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/kaigo/fserviceh/>)

福利厚生センター事業（ソウェルクラブ）

本会では、県内福祉従事者の福利厚生の増進を図るために、福利厚生センター（ソウェルクラブ）の委託を受けて、多種多様なサービスを提供しています。全国で27万人を超える会員が加入し、魅力のある職場づくり、人材の確保・定着を図っています。全国展開の各種割引サービスに加え、観光ツアーやスポーツ大会、鑑賞チケットあっせん販売を中心とした会員交流事業を実施することによって、会員間の交流やリフレッシュを図っています。

▶ 主なサービス内容

※各イベントに格安で参加できるほか、慶弔給付、クーポン券の発行等を行っています。

愛媛県事業

- ▶ 会員交流事業（旅行、ゴルフ、観劇、食事会などに特別料金で参加可能）
- ▶ 愛媛県オリジナルクーポンチケットブック発行（県内温泉施設などで利用可能）

センター事業

- ▶ 健診費用助成、法人内サークル活動助成
- ▶ 慶弔等給付（結婚、出産、資格取得、永年勤続、入院等）、健康生活用品贈呈
- ▶ 各種割引（宿泊・レジャー、スポーツクラブなど、全国20万以上の優待メニューあり）

<会員交流事業の実施例>

- ・旅行（伊予灘ものがたりなどの日帰りツアーを中心に実施）
- ・食事会（東・中・南予の有名店で実施）
- ・劇団四季・坊っちゃん劇場の鑑賞（定価の半額程度であっせん）
- ・スポーツ大会（ゴルフ・ボウリング）等



● 参加者の声・アンケート結果

①四国水族館と琴平うどん作り体験

- ・普段できないうどん作りができて楽しかった。
- ・内容が濃くて良かった。
- ・色々な所へ行くことができて良かった。

②ボウリング大会

- ・夏休み中のため、家族で参加できて楽しかった。
- ・久しぶりにボウリングができて楽しかった。
- ・楽しく体を動かすことができた。
- ・職場の人と楽しめた。

③伊予灘ものがたり

- ・子供も一緒に参加でき、とてもいい思い出作りができた。
- ・地元の方が手を振って笑顔で対応してくださった。
- ・初めて伊予灘ものがたりに乗車できてとても楽しかった。
- ・秋の気持ちのいい時期のツアーで良かった。
- ・食欲の秋、芸術の秋両方満たされました。

④グルメお食事会

- ・素材が新鮮でとても美味しかった。
- ・普段行けないようなお店で食事ができてよかったです。
- ・リーズナブルな料金でフルコースを味わうことができて大変満足です。

⑤四国まんなか千年ものがたり

- ・秋を感じることができて素晴らしいツアーでした。
- ・とてもきれいな景色が見られて心がすっきりしました。

⑥広島スイーツビュッフェコース

- ・ホテルのスイーツに大満足です。
- ・秋の気持ちのいい時期のツアーで良かった。
- ・食欲の秋、芸術の秋両方満たされました。

⑦大塚国際美術館ツアー

- ・秋の気持ちのいい時期のツアーで良かった。
- ・食欲の秋、芸術の秋両方満たされました。

⑧全体的なことに対する感想

- ・見どころ満点の内容で、家族みんな喜んでいました。
- ・お得なツアーで良かった。



専門性の高い多様な福祉の支え手を育む

保育士・保育所支援センター事業

保育士の配置基準の見直しや「こども誰でも通園制度」の制度化により、必要な保育士の確保のため、よりきめ細やかな相談・提供を行うとともに、保育所等に就職する際の支援、有資格者の経験やスキルを生かしたキャリア形成を行い、保育人材の確保と保育環境の向上に努め、子どもを安心して育てられる体制整備の拡充を図っています。



①保育のおしごとフェア

保育士養成校の学生や将来保育士を目指している学生等、保育に興味のある方を対象に、教育・保育施設によるお仕事相談コーナーや現役保育士・養成校の学生による保育体験コーナー、ゲスト講師による保育実践セミナーなどを行い、保育の魅力を発信するとともに、保育人材確保へつなげることを目的に開催しています。



②保育士応援キャンペーン

県を挙げて、テレビ CM や広告等により、保育士の仕事の意義と重要性を広く発信することで、現場の保育士の士気向上につなげます。令和6年度は動画制作のほか、応援メッセージカレンダーやグッズの製作・配布を行いました。今後も保育士をサポートできるよう、新たな取り組みを展開していく予定です。



〔保育士応援キャンペーン特設サイト 二次元バーコード〕



③保育士お悩み相談会

保育士有資格者を対象とし、保育に関する心の悩みや労働環境に対する不安等を専門家に相談することができます。県内保育士の心理的負担の軽減を図り、離職防止・定着促進につなげることを目的に開催しています。

令和7年10月からは、臨床心理士に加え、新たに社会保険労務士による相談会も開催します。



外国人介護人材支援センター事業

県内の福祉施設で働く外国人介護人材が、仕事や生活の中で抱える不安の解消に役立つセミナーや様々な研修を通して、職員同士が国や施設の垣根を越えて交流できる機会を持つことを目的に開催しています。

外国人介護人材向け集合研修

- 〈日本語研修編〉年2回（計4回）
- 〈介護技術編〉年2回（計4回）
- 〈介護福祉士受験対策編〉年2回（計4回）



外国人介護人材のための交流会

- 東予開催：令和7年11月12日（水）
- 中予開催：令和7年8月29日（金）
- 南予開催：令和7年7月17日（木）



福祉・介護関係事業所合同入職式

本県の福祉・介護の未来を担う入職後1年未満の新任職員が、式典や講演会に参加することで、自らの仕事に対する誇りやモチベーションを高めながら、名刺交換や交流会を通して、職場や職場の垣根を越えたネットワークを構築することを目的に開催しています。

開催日：令和7年5月14日（水）/ 愛媛県県民文化会館



● 参加者の声・アンケート結果

- ・心に寄り添えるような介護福祉士になれるよう頑張りたい。
- ・様々な意見を取り入れて広い視野で見ることができるようになりたい。
- ・子どもたちと一緒に、私自身も成長していきたい。
- ・相手の話をしっかりと聞くことを大切にして仕事をしていきたい。
- ・在職期間中に介護福祉士の資格を取る！
- ・自信を持って介護できるように経験を積んでいきたい。
- ・初心を忘れず、仕事に取り組みたいと思う。
- ・上手にコミュニケーションがとれる、信頼される保育士になりたい。



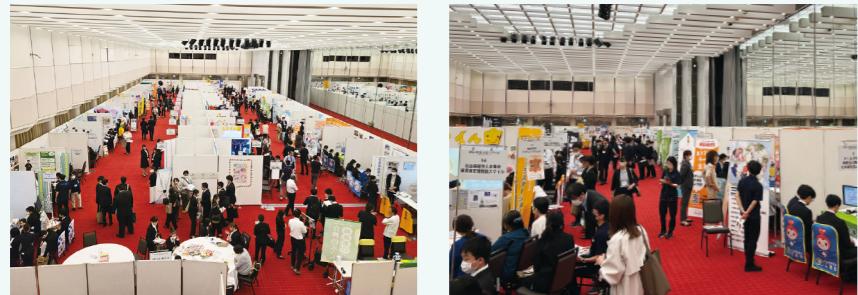
専門性の高い多様な福祉の支え手を育む

福祉の就職総合フェア 2025

福祉分野への就職を希望する方と職員を募集する県内の事業所が一堂に会する就職フェアを開催し、職場説明会や動画配信サイトを活用した「福祉のお仕事プレゼンテーション」などを通じて、福祉の仕事の魅力を発信しています。

また、就職活動の進め方に関する講義や個別の相談ができる就職相談コーナーを設置し、求職者の不安解消を支援しています。

開催日：令和7年5月25日（日）/ 愛媛県県民文化会館



● 参加者の声・アンケート結果

- いろいろな事業所・施設の話を聞いてよかったです。
- 就職活動の参考になった。
- 視野が広がった。

50代 60代 70代からの 福祉・介護の就職説明会 2025

令和7年度の新たな取り組みとして、おおむね 50 歳以上のシニアの方を積極的に採用している福祉・介護事業所が集まり、合同説明会を開催します。

この説明会では、シニアの方が求人事業所の職員と直接面談できる機会を提供し、応募や就職に向けた支援を行っています。福祉分野における人材確保を目的としており、豊かな経験や意欲を持つシニア層の就業を後押しする取り組みです。

開催日：令和7年9月2日（火）/ 愛媛県総合社会福祉会館



● 参加者の声・アンケート結果

- 介護の事業所・施設の話を具体的に聞いてよかったです。
- 説明会に来て、はじめて分かった事が多々あったのでよかったです。
- 具体的なことを含め、幅広く話を聞くことができ、今後の参考になった。

福祉・介護の魅力発信動画

主に若年層を対象に、福祉・介護の仕事の魅力を伝える動画を毎年制作しています。あわせて、テレビ CM の放映などマスメディアを通じた広報も行っています。

令和6年度は、リズミカルな韻を踏む音楽スタイル「ラップ」を取り入れ、介護職を目指す学生や現場で働く方々の姿を描いた動画を制作しました。テレビ CM に加え、YouTube・Instagram・TikTok でも配信し、主に若年層への発信を図りました。



福祉・介護求人情報 Fajon (ファージョン)

福祉分野の求人情報を掲載した情報誌を、毎月 1 回発行しています。

発行部数は 1,000 部程度で、公共交通機関に設置されたラック等で配布しています。地域の福祉人材確保に向けた情報発信の一環として活用されています。



4 住民の暮らしを守る災害支援体制を拡充する

災害時福祉支援地域連携事業

愛媛県から災害時福祉支援地域連携事業を受託し、大規模災害の発生に備え、災害時に一般避難所等に派遣される災害時要配慮者支援チームの支援体制や保健・医療・福祉分野における関係機関等との連携を強化することを目的に、年4回連絡会議を開催するほか、県及び市町の総合防災訓練に参加協力するなど、平時や災害時に必要となる体制の構築を図っています。

災害福祉支援コーディネーターの配置

災害時の支援・受援体制の強化及び関係機関等との連携強化を図る。

災害時福祉支援連絡会議の開催(年4回)

災害時要配慮者支援チームにおける二次医療圏域ごとのチーム編成や支援・受援体制の構築における検討を進め、体制の充実を図る。

県と市町防災訓練への参加(4か所程度)

災害時要配慮者支援チームの県及び市町防災訓練への参加を通して、チーム員の能力向上を図る。



災害時福祉的支援活動の基盤強化のための各種事業

災害ボランティア活動支援事業

災害時対応訓練等事業・災害ボランティア研修会

福祉的支援の拠点整備として、災害時において社協による災害ボランティアセンターが円滑に設置・運営されるよう、具体的な手法の習得を目指し実施しています。



災害時対応訓練（愛南町岩水地区）



災害ボランティア講習会

県内外被災地職員派遣

災害が発生し、被災地の社協単独では十分な救援活動が実施できない場合、県内の社協職員の派遣を実施します。



令和6年能登半島地震（志賀町）



令和6年能登半島地震（珠洲市）

ボランティア・市民活動センター事業(基本目標1)

災害ボランティアセンター中核スタッフ養成研修

市町災害ボランティアセンターの設置・運営の中核を担うとともに、大規模災害時に広域支援の連絡調整や被災地の支援プログラム開発、復興プロセスにかかるアドバイス等を行うことができる人材を育成しています。



地域協働型災害ボランティアセンター研修

地域の多様な人材（ボランティア、NPO、生協・農協、企業・労働組合、青年会議所・商工会、民生委員・児童委員、自治会・町内会関係者、学生、社会福祉関係者、社協職員等）と連携・協働した災害ボランティアセンター運営を可能とする人材を育成しています。

地域福祉推進事業(基本目標5)

4者連携枠組み構築推進研修

災害支援において重要なパートナーとなる行政や社協、NPO、士業の諸団体や企業等が、災害時連携についての共通認識と役割を理解し、それぞれの立場で連携の枠組み構築を図っています。



多者連携枠組み構築等にかかるアドバイザー派遣

市町域の多職種・多機関連携や地域支え合い活動等の取り組みを支援しています。

地域支え合い・災害支援ネットワーク全県会議・エリア会議

平時から顔の見えるネットワークの構築を図るとともに、多様化する課題を地域で包括的に受け止め、支え合いながら課題解決を図る体制づくりを行っています。



今治市林野火災について

●被害状況等

令和7年3月23日（日）に今治市長沢地区で発生した林野火災により、448ヘクタールが消失し、人的被害（負傷4人）、住家・非住家被害（27棟）が発生しました。

これを受け、今治市は、23日に今治市災害対策本部を設置、また、愛媛県は山林火災による建物への被害が広がり、被災者が避難して継続的に救助を受ける必要があるとして、26日、災害救助法の適用を決定しました。

●今治市災害ボランティアセンターの設置

今治市社会福祉協議会（以下「今治市社協」という。）は、26日に市内の関係機関を招集し、被害状況等の共有、また、今後の支援方針等を検討するため、第1回情報共有会議を開催しました。その後も必要に応じて情報共有会議を開催し、関係機関との連携・情報共有に努めました。

発災から5日後の28日、今治市より災害ボランティアセンターの設置要請を受け、今治市社協は、今治市災害ボランティアセンター（以下「今治市災害VC」という。）を設置し、被災者支援のため、社協関係者だけでなく、行政やNPO、ボランティア団体、企業等の関係機関と連携・協働した協働型災害ボランティアセンターを運営することになりました。

●4月以降の今治市社協（今治市災害VC）の主な動き

月	日	曜日	今治市社協（今治市災害VC）の動き
4	1	火	土木・建築系ボランティアによる桜井地区・朝倉地区の現地確認
	2	水	
	3	木	土木・建築系ボランティアによる桜井地区の現地作業 ・国道沿い水路の灰の撤去、畑・竹林の清掃等
	4	金	
	5	土	医療・福祉職ボランティアによる桜井地区・朝倉地区の戸別訪問 ・2日間で334件を訪問
	6	日	
	7	月	
	8	火	県内社協応援職員による調査票データ入力作業
	9	水	
	13	日	個人ボランティアによる桜井地区の現地作業
5	25	金	第5回情報共有会議（今後の支援方針及び閉所時期等の検討）
	3	土	個人ボランティアによる桜井地区の現地作業
	16	金	今治市災害VC閉所

●今治市社協の平時からの取り組み

今治市社協では、平時から災害支援ネットワークの構築・強化に向けて、関係機関にも参加を呼びかけ、研修会や会議、訓練などを実施していました。これらの取り組みを通して、各団体同士が相互の動きを把握していたこともあり、発災から5日後には情報共有会議を開催し、今後の支援方針等の検討を行うなど、迅速に緊急体制を構築し、被害状況等を共有することができました。

社会福祉法人連携促進事業

社会福祉法人セミナー

社会福祉法人が社会福祉事業の主たる担い手として地域住民からの信頼を得るために、公益法人としてふさわしい地域貢献・社会貢献の実践や経営の透明性の確保、安定的で質の高いサービスの提供などが求められています。本会では、社会福祉法人が上記のような項目を充実させ、さらなる活性化を図ることを目的に、社会福祉法人の役職員を対象としたセミナーを開催しています。

過去のセミナーテーマ： 財務管理（R5）・業務改善マネジメント（R6）

●参加者の声・アンケート結果

- ・社会福祉法人の経営者としての心得、義務、責任を改めて認識
- ・業務改善についての視点がわかりやすかった。職場で、みんなで取り組んでいきたいと思う。
- ・自法人の財務データの分析方法を学ぶことができた。
- ・業務改善を具体的に解決できるように実践的に演習できた。

社会福祉法人会計研修

社会福祉法人は、高い公益性を有する法人として、これまで以上に事業運営の透明性向上や財務規律の強化が求められています。そこで本会では、計算書類等の整備や適正かつ公正な支出管理に携わる職員の育成や資質を高めるために、平成29年度から社会福祉法人向けに会計研修を実施しています。また、令和元年度からは、一般財団法人総合福祉研究会と共に5つのコースで開催しており、令和4年度には内容を改変しコース名を一新して実施しています。

コースの種類： 入門・3級・2級・1級・経営管理（年1回開催） 同研修は、毎年7～11月頃に開催しています。



●参加者の声・アンケート結果

- ・実務にあった内容のため、関心を持って講座を受けることができた。
- ・優しく丁寧な講義であったため、安心感を持って学べた。
- ・何気なく会計ソフトから出力していた計算書類について、説明を聞いて理解が深まった。
- ・テキストやレジュメも分かりやすかった。
- ・基本的な事項をきちんと学べて良かった。
- ・理解しているようで理解できていなかったところを見つけることができた。

「社協」×「○○」による新たな取り組み

多様な主体と連携・協働することで、新しい考え方や手法を取り入れながら新たな取り組みを進め、次の世代につなげる価値を造りだすために、テクノロジーだけでなく多種多様な感性や価値感を含めたイノベーション（革新）にチャレンジすることを目指して、調査・研究及び実施事業の検討等を進めていきます。

●実施事業の例

案① 社協×「業界団体」

社会福祉法人等の経営状況の確認と見直しに関する事業の実施と福祉分野にも精通した専門家の養成

案② 社協×「多文化共生」

多文化共生の実現に向けた課題把握のための調査・研究、調査結果に基づく新規事業等の検討と実施

愛媛まごころ銀行運営事業

愛媛まごころ銀行とは、皆さまの「地域社会の福祉の向上に役立ちたいという気持ち」と「援助を必要としている人々」との橋渡しを行うための寄附金等の受付窓口です。

預託いただいた寄附金は、地域福祉（本会が行う地域福祉関連事業の運営費）や災害支援（災害ボランティア活動支援）、交通等災害遺児の支援等に活用しています。

また、物品寄附の場合は、関係機関等へ寄附のあっせんを行っています。

あなたの善意を、愛媛まごころ銀行にご寄附ください。

ぜひお気軽にご相談ください！

- ◆預託方法：直接お持ちいただくか、指定口座にお振込みください。
- ◆寄附金は、所得税控除の対象となります。また、寄附者が企業の場合には、損金算入の制度が利用できます。



愛媛まごころ銀行への寄附金を活用した主な事業

①災害ボランティア活動支援金

災害ボランティア基金事業

被災地でのボランティア活動等で使用する資機材（スコップ、バケツ、土のう袋、マスク、軍手、ガソリン等）を購入し寄贈しています。また、普段からの防災意識を高める啓発活動などにも活用しています。



②交通等災害遺児進学・就職支援金

交通災害遺児支援事業

愛媛まごころ銀行に預託いただいた寄附金の一部を利用して、県内の交通災害等遺児に経済的支援を行っています。

■ 対象

親又は養育者が、交通・労働災害、天災等で死亡又は重度障がいの状態となった小学校・中学校・高等学校を卒業予定の児童・生徒

■ 給付金

小学校卒業生：10万円
中学校卒業生：20万円
高等学校卒業生：30万円



支援金支給までの流れ

1. 書類提出

①本会指定の様式、②在学証明書、③災害遺児を証明する書類又は民生児童委員の確認書の3点を本会に提出する。
2. 支援金の支給 給付決定後、給付決定通知書を送付し、申請書記載の送金口座へ振込によって支給する。

例年、県内の学校をはじめ、民生児童委員協議会、児童養護施設等に10月頃に案内を行っています。比較的分かりやすい申請方法になっていますので、対象の方にご活用いただけるよう周知にご協力ください。





毎日の暮らしでちょっと聞きたい、とても困っている、不安で仕方がない…そんなとき

相談窓口



法律

- 一般法律相談・多重債務相談

松山市役所 弁護士相談
☎089-948-6211

相談 日時 每月第1～第4週の水曜日 (祝日、年末年始を除く)
13:30～16:00

- 法的トラブル解決に関する相談

法テラス愛媛

法テラス・サポートダイヤル
☎0570-078374

平日 9:00～21:00 土曜日 9:00～17:00

相談 日時 每週火曜日・水曜日
13:00～16:00



交通事故

- 交通事故にかかる賠償問題などの相談※弁護士無料相談を希望される場合は、相談員への事前相談が必要

愛媛県交通事故相談所
☎089-941-1111(内線580)

受付 日時 月～金曜日 (祝日、年末年始を除く)
9:00～12:00、13:00～15:00 (水曜日～14:30)

相談 日時 月～金曜日 (祝日、年末年始を除く)
9:00～12:00、13:00～16:00 (水曜日～15:00)

弁護士無料相談 (要予約) 第1・第3金曜日 13:00～14:00

生活

- 消費生活の相談

愛媛県消費生活センター
☎089-925-3700

相談 日時 月・火・木・金曜日 9:00～17:00
水曜日 9:00～19:00
(祝日、年末年始を除く)

- 生活の安全を守るための相談

警察総合相談室
☎089-931-9110 または #9110

相談 日時 24時間
(夜間・土・日・祝日は当直対応)

- 人権問題に関する相談

愛媛県人権啓発センター
☎089-941-8037

相談 日時 月～金曜日 (祝日、年末年始を除く)
8:30～17:00

- 性暴力の相談

えひめ性暴力被害者支援センターひめここ (媛CC)
☎089-909-8851

相談 日時 24時間 365日

- 多重債務に関する相談

四国財務局 多重債務者相談窓口
☎087-811-7801

相談 日時 月～金曜日 (祝日、年末年始を除く)
9:00～12:00、13:00～17:00

年金

●年金全般の相談
新居浜年金事務所
☎0897-35-1300

今治年金事務所
☎0898-32-6141

松山東年金事務所
☎089-946-2146

松山西年金事務所
☎089-925-5105

宇和島年金事務所
☎0895-22-5440

東予若者サポートステーション
☎0897-32-2181

相談 日時 月～金曜日 8:30～17:15 (祝日、年末年始を除く)
第2土曜日 9:30～16:00 (年始を除く)

- 交通事故の民事上の法律問題に関する相談

日弁連交通事故相談センター 愛媛県支部
☎089-941-6279

相談 日時 火曜日 (予約制)
13:30～16:00 (1人30分以内)

仕事就職

- 福祉の仕事を専門で紹介する無料職業相談所

愛媛県福祉人材センター
☎089-921-5344

相談 日時 月～金曜日 (祝日、年末年始を除く)
9:00～17:00

- 労働に関するあらゆる分野の相談

愛媛労働局 総合労働相談コーナー¹
☎089-935-5208

相談 日時 月～金曜日 (祝日、年末年始を除く)
9:00～12:00、13:00～17:00

- 若年者の就職相談

ジョブカフェ愛work (愛媛県若年者就職支援センター)
☎089-913-8686

相談 日時 月～金曜日 9:00～19:00 (祝日、年末年始を除く)
土曜日 10:00～18:00 (年始を除く)

- 若年者の就職相談 (学生をのぞき15～49歳まで就職を目指す方)

えひめ若者サポートステーション
☎089-948-2832

相談 日時 月～金曜日、第2・4土曜日
10:00～18:00 (祝日、年末年始を除く)
※1回50分以内

東予若者サポートステーション
☎0897-32-2181

相談 日時 月～金曜日 (祝日、年末年始を除く)
10:00～18:00

介護

- 福祉サービスに関する苦情解決の専門機関

愛媛県運営適正化委員会
☎089-998-3477

相談 日時 月～金曜日 (祝日、年末年始を除く)
9:00～12:00、13:00～16:30

- 在宅介護に関する相談ごと全般

愛媛県在宅介護研修センター
☎089-914-0721

相談 日時 平日 (年末年始を除く)
8:30～17:30
※相談はお電話で事前予約をお願いします。

- 認知症の介護に関する相談

認知症の人と家族の会 愛媛県支部
☎089-923-3760

相談 日時 月・火・木・金 (祝日、年末年始を除く)
10:00～16:00

高齢者

- 生活全般にわたる心配ごとや悩みごと

愛媛県高齢者相談センター
☎089-921-8789

相談 日時 月～金曜日 (祝日、年末年始を除く)
9:00～12:00、13:00～17:00



健康・悩み

- 心の悩み相談

愛媛いのちの電話
☎089-958-1111

相談 日時 每日 12:00～24:00

- 心の問題や精神的な悩み

こころのダイヤル 愛媛県心と体の健康センター
☎089-917-5012

相談 日時 月・水・金曜日 (祝日、年末年始を除く)
9:00～12:00、13:00～15:00

- 難病の患者さんの悩み相談

愛媛県難病相談支援センター
☎089-960-5013

相談 日時 月・水 9:00～12:00、13:00～15:00
金 9:00～12:00
(祝日、年末年始を除く)

- お子さんが急な病気やけがの時の相談

愛媛県子ども医療電話相談
☎089-913-2777

携帯・ブッシュ回線は #8000 (短縮ダイヤル)
相談 日時 平日 18:00～翌8:00 土曜13:00～翌8:00
日・祝 8:00～翌8:00 ※県内発信に限る

- 心の病気 精神保健に関する相談

愛媛県心と体の健康センター
☎089-911-3880

相談 日時 月～金曜日 (祝日、年末年始を除く)
8:30～17:15

女性

- 女性に関する様々な相談

婦人相談所
☎089-927-3490

相談 日時 ●電話相談・来所相談
(まずは電話で相談して下さい。)
月～金曜日 (祝祭日、年末年始を除く)
8:30～17:15

- 女性に関する様々な相談

愛媛県男女共同参画センター
☎089-926-1633

相談 日時 ●一般相談
来所 (予約制) / 8:30～16:30
電話
火～金曜日 (祝日、年末年始を除く)
8:30～17:30
土～日曜日 (祝日、年末年始を除く)
8:30～16:30
●心理相談 (臨床心理士) 電話または面談
木曜日 (第5木曜日は除く) (予約制)
13:00～17:00
●法律相談 (弁護士) 面談 (1人30分) /
第1・第2・第4木曜日 (予約制)
13:30～15:30

子ども

- 児童問題全般の相談

愛媛県福祉総合支援センター
☎089-922-5040

相談 日時 月～金曜日 (祝日、年末年始を除く)
8:30～17:15

- いじめ問題全般の相談

いじめ相談ダイヤル 24
☎0120-0-78310

相談 日時 24時間受付

- 子どもの人権に関する相談

子どもの人権 110番 松山地方法務局
☎0120-007-110

相談 日時 月～金曜日
8:30～17:15

- ひきこもり、ニート等に関する相談

引きこもり相談室 愛媛県心と体の健康センター
☎089-911-3883

相談 日時 月～金曜日 (祝日、年末年始を除く)
9:00～17:00

- 子どもの発達や教育に関する相談

愛媛県総合教育センター
☎089-963-3986

相談 日時 月～金曜日 (祝日、年末年始を除く)
8:30～17:15

- 発達、発育、幼児の子育てについて

☎089-963-3113
(音声案内が聞こえた後118)

相談 日時 月～金曜日 (祝日、年末年始を除く)
8:30～17:15

愛媛県社会福祉協議会 賛助会員募集!!

本会は、民間の地域福祉推進団体として、地域住民や市民活動団体との密接な連携のもと、「自立・共生」を活動の柱に福祉サービス利用者の自立支援を保障し、かつ県民の福祉環境・福祉文化の構築を目指しています。

誰もが住み慣れた地域で安心して生活が送れるような「福祉のまちづくり」に向けて、県民をはじめ関係団体と協働して活動を行っています。本会の趣旨のご賛同いただき、会員としてご支援・ご協力をお願いします。

会員

1口 10,000円~

加入条件

社会福祉事業に関心を持ち、
本会の目的及び事業に賛同する企業・団体又は個人

■ 令和7年度会員(8月現在)

(50音順)

松山市

AIC アイコーポレーション 株式会社アイコーポレーション ☎089-975-0900	セのっ! あいテレビ 株式会社あいテレビ ☎089-921-2121	アカマツ オフィスの未来に、ちょっとソリューション。 アカマツ株式会社 ☎089-975-1234	APP/印刷 アマノ印刷有限会社 ☎089-956-2442
伊予銀行 株式会社伊予銀行 ☎089-941-1141		株式会社伊予鉄グループ 松山市湊町4-4-1 ☎089-948-3222	株式会社伊予鉄高島屋 松山市湊町5-1-1 ☎089-948-2111
愛媛銀行 株式会社愛媛銀行 ☎089-933-1111		J A 愛媛県信連 (愛媛県信用農業協同組合連合会) 愛媛県信用農業協同組合連合会 ☎089-948-5211	J Forest 愛媛県森林組合連合会 ☎089-941-0164
		愛媛新聞社 株式会社愛媛新聞社 ☎089-935-2111	愛媛信用金庫 〒790-8555 松山市南堀端町2-3 愛媛県農業協同組合中央会 ☎089-948-5607
エヒメシステム 松山市森松町838 ☎089-976-4111	えひめ税理士法人 松山市勝山町1-78 スカイタワー勝山 ☎0120-358-377	えひめ中央農業協同組合 松山市千舟町8-128-1 ☎089-943-2121	株式会社愛媛電算 松山市大手町1-11-7 ☎089-941-2226
PRINART 岡田印刷株式会社 ☎089-941-9111	OTO GO ORDER WEAR 音伍織維工業株式会社 松山店 ☎089-923-2020	スマイルケア みんなで創る福祉家具のブランド 株式会社オフィス・ラボ ☎089-958-2483	株式会社戒田商事 松山市井門町190-1 ☎089-956-2295
	レスト・喫茶 さわやか 松山市持田町3丁目8-15 ☎(089)921-7022 (愛媛県総合社会福祉会館1F)	佐川印刷株式会社 Your Communication Partner SAKAWA Printing 佐川印刷株式会社 ☎089-925-7471	想い出や思いを形に… 松山市三番町7-9-2 株式会社松栄印刷所 ☎089-941-3334

松山市

MORIZANE GROUP 株式会社 四国テクニカ 株式会社四国テクニカ 松山営業所 ☎089-915-0730	株式会社松年社 松山市朝生田町4-7-27 ☎089-932-0666	SYSTEM AD 業務支援システムで がんばるあなたを応援します! 株式会社システムA・D ☎089-915-1881	SWITCH/PLAN 各種印刷・デザイン制作・看板 株式会社スイッチプラン ☎089-995-8231
セーラー広告株式会社 セキ株式会社 ☎089-945-0111	セキ株式会社 セキ株式会社 ☎089-945-0111		全国共済農業協同組合連合会 愛媛県本部 松山市南堀端2-3 ☎089-948-5533
曾我商会 株式会社曾我商会	信頼と真心をモットーに 大信頼任意後見 総合金融サービス合同会社	太陽印刷株式会社 松山市福音寺町514-1 ☎089-932-2881	株式会社テレビ愛媛 松山市真砂町119 ☎089-943-1111
東武トップツアーズ株式会社 松山支店 松山市三番町4-11-6 2F ☎089-941-9231	水と、空気と、睡眠と。 TUK 東洋羽毛 東洋羽毛中四国販売株式会社 愛媛営業所 ☎089-958-2331	トヨタカローラ愛媛 株式会社 松山市中央1-16-5 ☎089-922-3311	私たち、愛媛主義 南海放送 南海放送株式会社 ☎089-915-3333
濱商株式会社 松山市一番町3-3-6 センターポイントビル7F ☎089-933-8588	株式会社ハラブレックス 松山支店 松山市土居田町396-6 ☎089-974-8711	株式会社パルス・デザイン 松山市烟寺1-7-19-47 ☎089-932-1131	株式会社ひめぎんソフト 松山市南持田町27-1 ☎089-943-7767
富士フィルムBI愛媛 株式会社 松山市三番町7-1-21 ☎089-993-8861	株式会社船倉 松山市福音寺町728 ☎089-947-9155		名鉄観光サービス株式会社 松山支店 松山市三番町4-12-4 ☎089-921-5131
ヤマショウ株式会社 松山市清水町1丁目6-3 ☎089-922-4888	株式会社ユニマットライフ 松山営業所 松山市和泉北3-11-8 ☎089-986-6900	映像制作 ReM ReM ☎089-993-8960	
伊予市	砥部町	宇和島市	広島県
ヤマキ ヤマキ株式会社 ☎089-982-1231	株式会社エーシー 伊予郡砥部町拾町105-1 ☎089-956-8858	チャンプオート 宇和島市高串3番耕地61-1 ☎0895-25-4114	FUJI 地元に、新しいつながりを。 株式会社フジ ☎082-535-8500
東温市	四国中央市	大阪府	中央法規 Chuhoku Publishing Co.,Ltd. 中央法規出版株式会社 広島営業所 ☎082-568-5870
モリモ興産株式会社 東温市下林2126 ☎089-968-2599	大王製紙 大王製紙株式会社 ☎0896-23-9001	諒和 株式会社諒和 ☎06-6952-7015	

愛媛県総合社会福祉会館

施設利用のご案内

愛媛県総合社会福祉会館は、愛媛県内の福祉の拠点として、福祉に関する情報の提供・相談・研修等を行うとともに、各種の事業または集会に必要なスペースを提供することを目的としてつくれました。どうぞお気軽にご利用ください。

■施設の概要

名 称	愛媛県総合社会福祉会館
所 在 地	松山市持田町三丁目8番15号
設 置 主 体	愛媛県
指 定 管 理 者	社会福祉法人愛媛県社会福祉協議会
開 館	平成6年12月



■利用料金

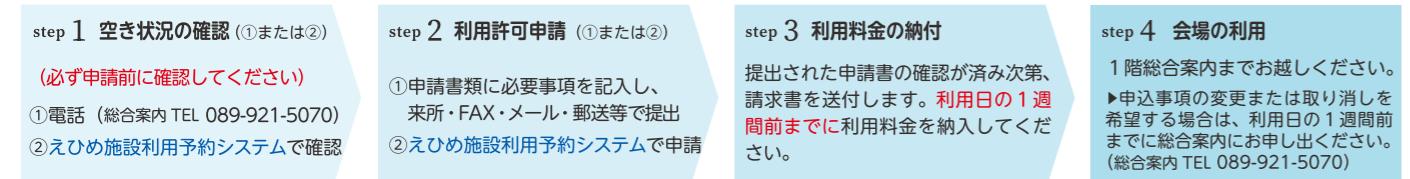
室名 (定員/人)		午前	午後	夜間	全日	その他
9:00 ~12:00	13:00 ~17:00	18:00 ~21:00	9:00 ~21:00	12:00~13:00 17:00~18:00		
多目的ホール (300※)	7,670	10,240	7,670	23,290	2,550	
研修室 (100)	5,580 1/2 (50)	7,440 3,710	5,580 4,880	16,990 11,400	1,850 1,160	
視聴覚室 (50)	3,710	4,880	3,710	11,400	1,160	
会議室 (46)	3,710 1/2 (23)	4,880 2,550	3,710 3,250	11,400 7,670	1,160 680	
円卓会議室 (28)	2,780	3,490	2,780	8,150	920	
液晶プロジェクター	1,200	1,200	1,200	3,600	-	



- 特に必要を認める者に対しては、利用料金を減免することができます。
- 午前及び午後を継続して利用する場合は12:00~13:00の利用料金が、午後及び夜間を継続して利用する場合は17:00~18:00の利用料金が無料となります。
- 利用時間が午前、午後、夜間、及び各区分の時間に満たない場合であっても、利用料金は各区分に掲げる額となります。
- 12:00~13:00及び17:00~18:00のみの利用はできません。

※机・いす利用の場合は、定員約200人

■貸館の利用申込方法



〈受付期間〉
●一般利用の場合 会場利用希望日の3か月前の月初めから1週間前まで。(3か月前の月初めが土・日曜日の場合は、第1月曜日からの受付となります。)
●福祉目的利用の場合 会場利用日の6か月前の月初めから1週間前まで。

その他詳細は、愛媛県社会福祉協議会のホームページ (<https://www.ehime-shakyo.or.jp/>) をご覧ください。

〈受付時間〉 開館日の9時~17時 (土・日・祝日を除く)

えひめ施設利用予約システム
<https://yoyacool.e-harp.jp/ehime>



愛媛県社協ホームページ
<https://ehime-shakyo.or.jp>



\ FOLLOW ME! /



公式SNS はじめました!

愛媛県社会福祉協議会



Instagram
(法人アカウント)



Facebook
(法人アカウント)



※投稿内容に関するお問い合わせは各担当課までご連絡ください。

アカウント
について

愛媛県社会福祉協議会 総務企画部 経営管理課
TEL 089-921-8344 / E-mail keiei@ehime-shakyo.or.jp



愛媛県福祉
人材センター



愛媛県保育士・
保育所支援センター

問合せ先

愛媛県社会福祉協議会 福祉人材部 人材研修課 TEL 089-921-5344



愛媛県ボランティア／市民活動センター

問合せ先

愛媛県社会福祉協議会 地域福祉部 地域福祉課 TEL 089-921-8912

令和7年度

<https://www.fukushihoken.co.jp>

ふくしの保険 検索

ボランティア活動保険



保険金額・年間保険料 (1名あたり) 団体割引20%適用済／過去の損害率による割増適用

保険金の種類	プラン	基本プラン	天災・地震補償プラン
ケガの補償	死亡保険金	1,040万円	
	後遺障害保険金	1,040万円(限度額)	
	入院保険金日額	6,500円	
手術保険金	入院中の手術	65,000円	
	外来の手術	32,500円	
	通院保険金日額	4,000円	
	地震・噴火・津波による死傷	×	○
賠償責任の補償	賠償責任保険金(対人・対物共通)	5億円(限度額)	
年間保険料	350円	500円	

商品パンフレットは
コチラから



(ふくしの保険
ホームページ)

＜重要＞

- ◆ 基本プランでは地震・噴火・津波に起因する死傷は補償されません。
- ◆ 年度途中でご加入される場合も上記の保険料となります。
- ◆ 中途脱退による保険料の返金はありません。
- ◆ 中途でボランティアの入替や、ご加入プランの変更はできません。
- ◆ ご加入は、お1人につきいずれかのプラン1口のみとなります。

ボランティア行事用保険 (傷害保険、国内旅行傷害保険特約付傷害保険、賠償責任保険)

送迎サービス補償 (傷害保険)

福祉サービス総合補償 (傷害保険、賠償責任保険、約定履行費用保険(オプション))

● このご案内は概要を説明したものです。詳細は、「ボランティア活動保険パンフレット」にてご確認ください。●

団体契約者 **社会福祉法人 全国社会福祉協議会**

引受幹事 保険会社 損害保険ジャパン株式会社 医療・福祉開発部 第二課
TEL: 03(3349)5137

受付時間: 平日の9:00~17:00 (土日・祝日、年末年始を除きます。
この保険は、全国社会福祉協議会が損害保険会社と一緒に締結する団体契約です。

取扱代理店 **株式会社 福祉保険サービス**

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F
TEL: 03(3581)4667
受付時間: 平日の9:30~17:30 (土日・祝日、年末年始を除きます。)

(SJ24-10057より抜粋)

令和7年度 **スケールメリットを活かした割安な保険料で
充実補償をご提供します!**

ホームページでも内容を紹介しています
<https://www.fukushihoken.co.jp>

社会福祉施設総合損害補償 しせつの損害補償



◆加入対象は、社協の会員である社会福祉法人等が運営する社会福祉施設です。

プラン 1 施設業務の補償

① 基本補償(賠償・見舞費用)

保険金額		
賠償事故に 対応	身体賠償(1名・1事故)	基本補償(A型) 2億円・10億円 見舞費用付補償(B型) 2億円・10億円
	財物賠償(1事故)	2,000万円 2,000万円
	受託・管理財物賠償(期間中)	200万円 200万円
	うち現金支払限度額(期間中)	20万円 20万円
	人格権侵害(期間中)	1,000万円 1,000万円
	身体・財物の損壊を伴わない経済的損失(期間中)	1,000万円 1,000万円
	徘徊時賠償(期間中)	2,000万円 2,000万円
お見舞い等の各種費用	事故対応特別費用(期間中)	500万円 500万円
	被害者対応費用(1名につき)	1事故10万円限度 1事故10万円限度
	傷害見舞費用	死亡時100万円 入院時1.5~7万円 通院時1~3.5万円

年額保険料(掛金)	
定員	基本補償(A型)
基本補償(A型) 1~50名	35,000~61,460円
51~100名	68,270~97,000円
以降1名~10名増ごと	1,500円
見舞費用付 補償(B型)	
基本補償(A型) 保険料	+ 【見舞費用加算】 定員1名あたり 入所: 1,300円 通所: 1,390円

② 個人情報漏えい対応補償 ③ 施設の什器・備品損害補償

- オプション1 ● 訪問・相談等サービス補償
- オプション2 ● 医務室の医療事故補償
- オプション3 ● 看護職の賠償責任補償
- オプション4 ● 借用不動産賠償事故補償
- オプション4 ● クレーム対応サポート補償

プラン 2 施設利用者の補償 (普通傷害保険)

- ① 入所型施設利用者の傷害事故補償
- ② 通所型施設利用者の傷害事故補償
- ③ 施設送迎車搭乗中の傷害事故補償



プラン 3 職員等の補償

(労働災害総合保険、普通傷害保険、約定履行費用保険、雇用慣行賠償責任保険)

- ① 職員の労災上乗せ補償
使用者賠償責任補償
- ② 役員・職員の傷害事故補償
- ③ 役員・職員の感染症罹患事故補償
- ④ 雇用慣行賠償補償



プラン 4 法人役員等の補償 (役員賠償責任保険)

社会福祉法人役員等の賠償責任補償

● このご案内は概要を説明したものです。詳細は「しせつの損害補償」手引またはホームページをご参照ください。●

団体契約者 **社会福祉法人 全国社会福祉協議会**

引受幹事 保険会社 損害保険ジャパン株式会社 医療・福祉開発部 第二課

TEL: 03(3349)5137

受付時間: 平日の9:00~17:00 (土日・祝日、年末年始を除きます。)

取扱代理店 **株式会社 福祉保険サービス**

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F

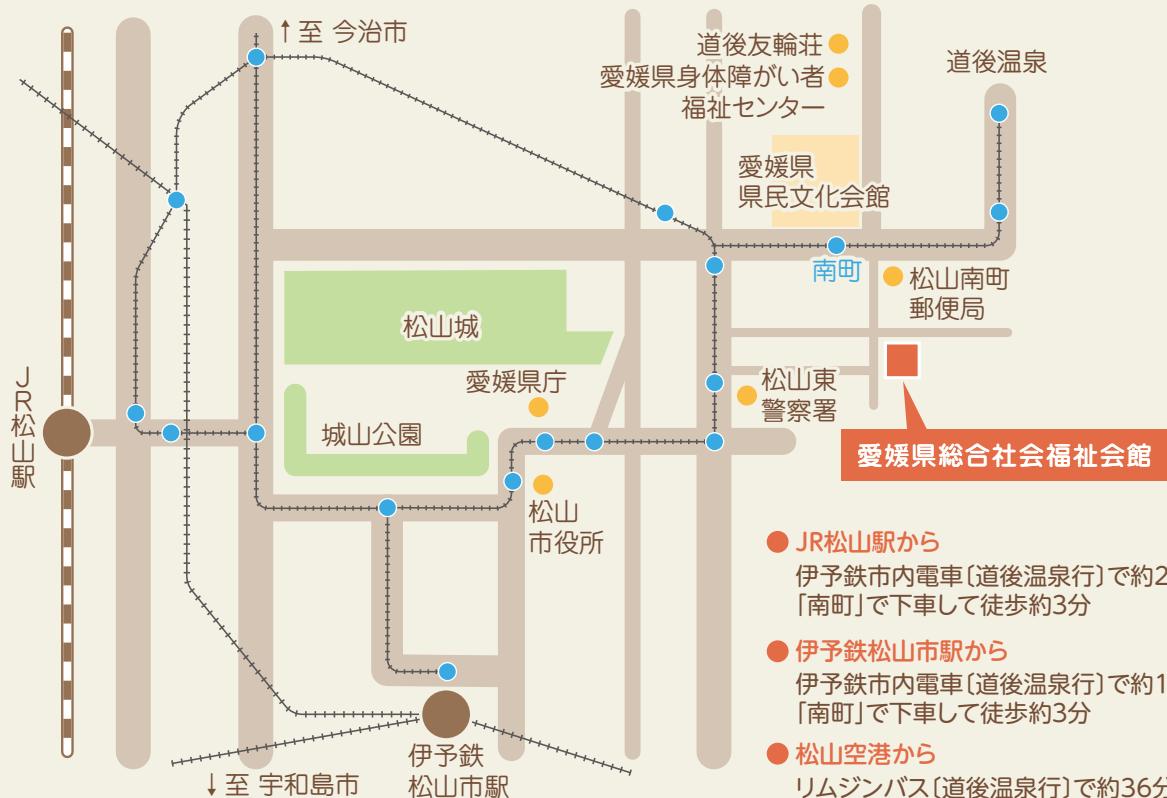
TEL: 03(3581)4667

受付時間: 平日の9:30~17:30 (土日・祝日、年末年始を除きます。)

(SJ24-11108より抜粋)

公式SNS はじめました!

— 愛媛県社会福祉協議会 —



社会福祉法人 愛媛県社会福祉協議会

〒790-8553 松山市持田町三丁目8番15号 愛媛県総合社会福祉会館

TEL/089-921-5070 FAX/089-921-5199 URL/<https://www.ehime-shakyo.or.jp>



総務企画部	経営管理課	TEL/089-921-8344	FAX/089-921-8939	E-Mail/keiei@ehime-shakyo.or.jp
	法人振興課	TEL/089-921-8566	FAX/089-993-7738	E-Mail/shinko@ehime-shakyo.or.jp
地域福祉部	地域福祉課	TEL/089-921-8912	FAX/089-921-8939	E-Mail/chiiki@ehime-shakyo.or.jp
	生活支援課	TEL/089-921-8353	FAX/089-921-5289	E-Mail/shien@ehime-shakyo.or.jp
福祉人材部	人材研修課	TEL/089-921-5344	FAX/089-921-3398	E-Mail/jinzai@ehime-shakyo.or.jp
	長寿推進課	TEL/089-921-5140	FAX/089-921-3398	E-Mail/chouju@ehime-shakyo.or.jp
運営適正化委員会		TEL/089-998-3477	FAX/089-921-3398	E-Mail/kujo@ehime-shakyo.or.jp